

埼玉「違憲訴訟」 推進ニュース

(No. 2) 2016年1月19日

発行：全日本年金者組合埼玉県本部
年金裁判闘争推進本部
さいたま市見沼区東大宮5-53-16
☎ (048-686-2044) FAX (048-686-2144)
メール:nenkinsaitama@kzh.biglobe.ne.jp

移送を決定後の新たな動き

東京地裁への移送に対して、弁護団は、8月18日付でさいたま地裁第4民事部に「移送するな」という意見書を提出しました（「第3回弁護団会議・議案書」P3）。にもかかわらず、11月6日、さいたま地裁は「東京地方裁判所に移送する」決定を行いました。直ちに県本部をはじめ各支部から志田原信三・第4民事部裁判長裁判官に抗議文を送りました。

さいたま弁護団もこの決定に対して抗告し、さいたま地裁へ戻せという主張をしています（「第3回原告団会議議案書」P19参照）。

「給付処分」で闘う

ところが、ここにきて新たな状況が出てきました。

12月2日に行われた東京地裁での口頭弁論で裁判長が「取消処分ではなく給付処分ではないか」という示唆を行いました。

この示唆に基づき、中央の弁護団として、移送の結論が出ていないところでは決定を引き延ばしてほしいという上申（第3回原告団会議議案書P31参照）を、埼玉のようにすでに決定が下されたところでは取消を要請する（同・P32）ことを意思統一しました。

中央本部は、12月24日付の「補足説明」で5点あげています（「第3回原告団会議議案書P1」）。

1. 行政事件訴訟法に基づく行政処分の取り消しを求める「取消訴訟」ではなく、民事訴訟法第5条1号（財産権上の訴え）による「給付訴訟」にする。

2. 「給付訴訟」になってもこれまで主張してきた内容の変更はない。憲法25条、29条、13条への侵害を立証する。
3. 地域の裁判所で裁判が行える。
4. 「訴えの変更をするから移送の取りやめを」という上申書を提出する。
5. 全国的な意思統一をする。

埼玉県の違憲訴訟推進委員会は、1月4日、斉藤耕平弁護士に会い、この一連の問題への対応を協議しました。

基本的には、「給付訴訟」にせざるを得ないのではないかという結論になり、県本部常任委員会、執行委員会でも「給付訴訟」に変更して裁判を行うことを確認しました。

違憲訴訟カンパ達成状況

県本部のカンパ目標は500万円です。2016年1月13日現在の到達は次の通りです。

○県本部の到達（2,763,665円）

○支部目標を達成した支部（11支部）

与野、川口、寄居、本庄児玉、嵐山、八潮、松伏、鷲宮、久喜、栗橋、白岡

100万署名達成状況

県本部の目標は、1人10筆で10万筆です。全国的には組合員一人分が9筆に達している長崎県や8筆を超している和歌山県、大分県などがありますが、埼玉県は、一人分が3.5筆（35,514筆）という状況です。

○支部目標を達成した支部（6支部）

吉川、鷲宮、蓮田、杉戸、白岡、日高